

広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の補助対象等について

(1) 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費の支援を行う。

補助対象	補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に右記の単価を乗じた額の合計額。 【基準面積】	1㎡あたり	1/2
(1) 診療部門	鉄筋コンクリート	
ア 無床の場合	: 484,000 円	
160㎡	ブロック	
イ 有床の場合	: 214,000 円	
(ア) 5床以下 240㎡	木造	
(イ) 6床以上 760㎡	: 355,000 円	
(2) 診療部門と一体となった医師住宅 80㎡		
(3) 診療部門と一体となった看護師住宅 80㎡		

※ 施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

(2) 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費の支援を行う。

対象経費	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器等購入費	1か所当たり 16,500 千円	1/2

(3) 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費の支援を行う。

対象経費	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費	1か所当たり次により算出された額	2/3
職員基本給	(1)	
職員諸手当	ア. 診療日数1～129日	
非常勤職員手当	6,200千円 + (71千円 × 実診療日数)	
報償費	イ. 診療日数130～259日	
旅費	6,200千円 + (77千円 × 実診療日数)	
備品費（単価50万円未満に限る。）	ウ. 診療日数260日以上	
消耗品費	6,200千円 + (87千円 × 実診療日数)	
材料費	(2) 訪問看護による加算額	

印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費	25,000 円 × 訪問看護日数	
--	-------------------	--